

岩手県消費生活審議会運営規程

[制定] 昭和 51 年 1 月 13 日 岩手県消費者保護対策審議会議決

[改正] 平成 8 年 2 月 26 日

平成 11 年 1 月 18 日

平成 17 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岩手県消費生活条例（平成 17 年岩手県条例第 34 号。以下「条例」という。）第 40 条の規定に基づき岩手県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第 2 条 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、紛争解決部会の紛争のあっせん若しくは調停又は紛争の解決のための知事への助言を行う会議は、非公開とする。

2 前項に定める会議の公開等の場合の傍聴要領は、別に定める。

(部会への付託)

第 3 条 会長は、知事から消費者施策に関する重要事項に係る諮問を受けた場合において、必要があると認めるときは、審議会に諮って当該事案を関係部会に付託することができる。

2 会長は、知事から紛争のあっせん若しくは調停又は紛争解決のための知事への助言（以下「あっせん等」という。）に係る事案を付されたときは、当該事案を紛争解決部会に付託するものとする。

(紛争解決部会の会議)

第 4 条 紛争解決部会は、学識経験者を代表する委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(紛争解決部会の議決)

第 5 条 紛争解決部会に付託されたあっせん等に係る事案（以下「付託事案」という。）については、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。

(付託事案の処理)

第 6 条 付託事案の処理方法は、紛争解決部会長が決定する。

2 紛争解決部会は、付託事案を適切かつ迅速に処理するため、当該部会長が指名する当該部会委員をもって、次条第 1 項に規定するあっせん又は第 8 条に規定する調査を行わせることができる。

(あっせん)

第 7 条 紛争解決部会は、あっせんにあたって、付託事案の争点を整理し、当事者間の合意を導くことにより、当該事案が解決されるように努めなければならない。

2 紛争解決部会は、あっせん案を提示する必要があると認めるときは、審議のうえあっせん案を作成し、これを当事者に示すことができる。

(調停)

第 8 条 紛争解決部会は、調停にあたって、付託事案の事実や責任の範囲などを調査、審議のうえ調停案を作成し、これを当事者に示し、その受諾を勧告することができる。

(あっせん等の終了)

第 9 条 紛争解決部会は、付託事案について、当事者間にあっせんが成立し又は当事者が調停案を受諾したときは、あっせん等を終了させることができる。

(あっせん等の打ち切り)

第 10 条 紛争解決部会は、付託事案について、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、あっせん等を打ち切ることができる。

2 紛争解決部会長は、前項の規定により付託事案のあっせん等を打ち切ったときは、当事者にその旨を通知しなければならない。

(あっせん等の報告)

第 11 条 紛争解決部会長は、付託事案のあっせん等が終了したとき、又はあっせん等を打ち切ったときは、その旨を会長に報告するものとする。

(知事への助言)

第 12 条 紛争解決部会が行う知事への助言は、書面により行うものとする。

(援助措置)

第 13 条 会長は、付託事案のあっせん等が不調に終ったときは、消費者を救済するため、知事に対し、必要な援助措置を講ずるよう求めることができる。

(意見の聴取)

第 14 条 会長は、条例第 34 条に定める所掌事項に関し、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録の作成等)

第 15 条 会長（部会にあっては部会長。以下同じ。）は、庶務を担当する職員をしてその主宰した会議の会議録を作成するものとする。

2 会議録には、会長及び会長が指名した 2 人の委員が署名するものとする。

附 則

この規程は、昭和 51 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。